

福島市雨よけハウス・多目的防災網等導入支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 果樹産地として全国的にも評価の高いモモなどの主要品目の生産・品質の確保を図るため、裂果防止や病害虫防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設の新設・更新を支援し、産地としてのブランド力のさらなる向上を図る。

2 雨よけハウス・多目的防災網等導入支援事業（以下「本事業」という。）による取組は、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

（交付対象者及び交付要件等）

第2条 交付対象者、交付要件、補助対象経費、補助対象外経費及び補助率等については、別表1に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（申請の様式等）

第3条 要綱第3条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- （1）福島市農業振興事業（雨よけハウス・多目的防災網等導入支援事業）補助金交付申請に係る同意書（様式A）
- （2）見積書（品名、規格、数量、金額等の記載があるもの）
- （3）施工図
- （4）本事業実施年度の前年度の市税の納税証明書
- （5）消費税の本則課税事業者、簡易課税事業者又は免税事業者の別が分かる書類
- （6）果樹販売農業者であることを証する書類

（申請期間）

第4条 規則第4条に規定する本事業の補助金等の交付申請の期間は、本事業実施年度の4月1日から6月30日までの間で別に定める期間とする。

2 前項の期間終了後、規則第5条に規定する補助金等の交付決定を行い、予算に余剰が生じた場合は、随時、第2条に規定する交付要件等を満たす者から補助金等の交付申請を受け付けるものとする。

（事業審査）

第5条 前条第1項の期間に複数の者から補助金等の交付申請があり、予算の範囲を超えると判断した場合、農政部長は別表2の審査基準に基づき審査し、優先順位を付して上位の者から採択するものとする。

2 前項による審査の結果、優先順位下位の複数の者の点数が同数となった場合、次の各号の順に上位の者を採択するものとする。

- （1）別表2の審査項目で加点した項目数の多い者

(2) 経営耕地面積が大きいもの

(その他)

第6条 この要領に定めることのほか事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

交付対象者	福島市内に住民登録を有する果樹販売農業者
交付要件	次の要件をいずれも満たすこと。 (1) 納税義務を果たしていること (2) 福島市内のほ場に設置される場合であること (3) 国、県及び農業者団体等の施策等と重複申請でないこと (4) 補助対象経費が30万円以上の事業であること
補助対象経費	次の施設の新設又は更新費用であること。 1 栽培用雨よけハウス（ハウス付帯設備含む） 設置するパイプハウスについては、「園芸用施設安全構造基準（暫定基準）」 「園芸用鉄骨補助パイプハウス安全構造指針」又は「地中押し込み式パイプ ハウス安全構造指針」により、地域の立地条件に即した構造耐力を有するも のであること。 2 多目的防災網 3 その他果樹栽培施設 (1) 作業効率・安全性の向上が見込まれる省力化施設で、汎用性が低い施設 (2) その他、品質向上や省力化が期待できる果樹栽培施設 4 本事業で新設又は更新する施設の機能を向上させる付帯設備 5 上記施設等の施工費用
補助対象外経費	1 更新における既存施設の撤去費用 2 ビニールハウスの被覆ビニール費用 3 上記のほか、補助対象経費として認められない費用
補助率・上限額	予算の範囲内で補助対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）とし、150万円を上限額とする。
備考	1 補助対象について (1) 本事業実施年度における補助は、1経営体に対し1回のみとする。 (2) 補助対象経費に記載のない施設等を導入する場合であって、市長が特に 必要と認める場合は、その施設等を導入することができる。

(別表2) 審査基準

No.	審査項目	採点基準	点数
1	本事業実施年度における他の農業振興事業補助金の活用状況	活用していない	1
2	所得税の青色申告の状況	青色申告を行っている	2
3	農業経営におけるリスク管理の状況	収入保険に加入している	3
		果樹共済又は園芸施設共済に加入している	2
		農業版BCP「事業継続計画」を策定している(※1)	1
4	申請者の属性	認定農業者又は新規認定就農者	1
5	受益地における生産利用の継続性	継続性あり(※2)	1
6	導入施設等の種類	雨よけハウス	3
		多目的防災網	3
		その他省力化施設	1
7	導入施設等の設置区分	新設	2
		更新	1
8	受益地における作付け品目	地域振興作物である(※3)	1
9	第三者認証GAPの取得状況	取得している	3
10	経営面積の拡大状況(経営地面積に占める借入地面積の割合)	70%以上	3
		50%以上	2
		30%以上	1
11	所有地における遊休農地の状況	遊休農地なし	1

※1 農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。

※2 生産利用の継続性とは、申請者または後継者が45歳未満であることを言う。

※3 地域振興作物に該当する品目のうち果樹は、モモ、ナシ、リンゴ、ブドウ、オウトウとする。